一　名称　生活クラブ生活協同組合北海道
二　住所　北海道札幌市西区発寒九条十三丁目一番十号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一、〇〇〇ミリリットル	五三〇グラム	しょう油用	平成二十四年七月農林水産省環境省経済産業省告示第三号図第二のとおり

一　名称　株式会社明治
二　住所　東京都江東区新砂一丁目二番十号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一〇〇ミリリットル	一五〇グラム	はっ酵乳用	平成九年八月厚生省農林水産省通商産業省告示第二号図第十四のとおり
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	一八二グラム	牛乳・加工乳・乳飲料・はっ酵乳用	平成十五年三月農林水産省経済産業省環境省告示第一号図第三のとおり

一　名称　株式会社いかるが牛乳
二　住所　大阪府大阪市住之江区新北島四丁目四番十二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳・加工乳・乳飲料用	平成十五年三月農林水産省経済産業省環境省告示第一号図第一のとおり

○国土交通省告示第九百七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社東京リーガルマインドから役員の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十四年八月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　役員の氏名の変更

変更前	反町　勝夫、松本　元、石原　潤、坂本明生子、辰野　文哉、庄野　功章
変更後	反町　勝夫、松本　元、石原　潤、辰野　文哉、庄野　功章

二　変更する年月日　平成二十四年六月二十八日

○国土交通省告示第九百八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の規定に基づき、航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

「旭川空港」の下に「、釧路空港」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年九月七日から施行する。

○国土交通省告示第九百九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

道路の区域

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山形県東置賜郡高畠町大字深沼字舟入一五三〇番一から同県東置賜郡高畠町大字深沼字中谷地三六四〇番地先まで	最大　一一〇 最小　二五	二、二七〇
南陽市椚塚字大縄場二二一二九番二地先から同市小岩沢字萱ヶ作山一七六三番一四まで	最大　二一三 最小　一一二	七、五三〇
上山市中山字金盈弐五三一八番七から同市金瓶三八番二まで	最大　二五一 最小　一一二	一三、七七七

○国土交通省告示第九百十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
本庄市今井字塔頭七三四番二から同市今井字中原八二九番三まで	前	最大　六四 最小　四一	三〇八
	後	最大　六二 最小　四一	

○国土交通省告示第九百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎